

国民年金

保険料の免除・納付猶予制度をご利用ください

経済的な事情などにより、保険料の支払いが困難になった第1号被保険者で、令和7年中の所得が基準額(表参照)以下の場合、申請により保険料を免除・猶予する制度があります。免除・猶予期間は、年金の受給資格期間(年金を受けるために必要な加入期間)に算入されます。保険料免除が承認された場合は、全額納付した場合に比べると、年金受給額は減額されません。一部免除が承認されても、残りの保険料が納付されない場合は未納扱いとなり、受給資格期間に算入されず、年金受給額に反映されません(未納期間に対して、申請月から過去2年1か月前までの免除申請可)。納付猶予が承認された場合は、年金受給額に反映されません。

免除・猶予を受けるには

令和8年7月から1年分の免除・猶予申請は、7月1日(水)から受け付けます。必要書類など詳しくは、お問い合わせください。

▶申請＝直接、国保年金課国民年金係(区役所2階②窓口)

免除・猶予された保険料を後払いできます

免除・猶予が承認されてから10年以内であれば、保険料を後払い(追納)できます。追納期間は、年金受給時に全額納付した期間として算入されます。詳しくは、板橋年金事務所(☎3962-1481)にお問い合わせください。

退職などによる保険料免除の特例

失業・倒産・事業の廃止などで納付が困難な方は、申請により保険料の免除・猶予が承認される場合があります。申請には離職票などの証明書類が必要です。

【いずれも】

▶問＝国保年金課国民年金係☎3579-2431

表 所得の目安(世帯構成別)

種類	所得			支払金額(月額)
	単身	2人	4人	
全額免除・猶予	67万円	102万円	172万円	-
4分の3免除	88万円	126万円	202万円	4480円
半額免除	128万円	166万円	242万円	8960円
4分の1免除	168万円	206万円	282万円	1万3440円

※免除は本人・配偶者・世帯主、猶予は本人・配偶者の所得で判定。
※4分の3免除・半額免除・4分の1免除の所得は、社会保険料控除後の所得額。

国民健康保険

納入通知書をお送りします

令和7年中の所得が確定したため、6月10日(水)に、世帯主あてに令和8年度の納入通知書をお送りします。保険料の金額・計算方法は、納入通知書をご確認ください。

所得の申告が遅れた方・令和8年1月2日以降に転入した方には、均等割額のみをお知らせしています。所得の確定後、保険料を再計算し、改めてお知らせします。

▶問＝国保年金課国保資格係☎3579-2406(自動音声応答)

口座振替の手続きがお済みでない世帯に納付書をお送りします

▶送付時期・内容

●6月10日(水)…6月～来年3月の一括分・6月～10月の各月分

●11月12日(木)…11月～来年3月の各月分

▶支払方法＝支払期限までに、金融機関・コンビニエンスストア・国保年金課(区役所2階②窓口)・各区民事務所※支払期限を過ぎても支払いがない場合は、督促状・催告書をお送りします。※1枚あたり30万円を超える納付書・バー

コードなしの納付書は、コンビニエンスストアでの支払不可。※携帯電話で支払いができるモバイルレジサービスあり▶問＝国保年金課国保収納係☎3579-2409

税金

特別区民税・都民税・森林環境税の納税通知書をお送りします

普通徴収(口座振替・納付書払い)の方と公的年金から特別徴収で差し引かれている方には、6月8日(月)に令和8年度の納税通知書をお送りします。普通徴収の第1期の納期限は6月30日(火)です。※給与から特別徴収で差し引かれている方には、5月15日に税額決定通知書を勤務先へお送りしました。

▶問＝課税課課税第一～第四係☎3579-2101

お知らせ

雨水タンク購入費用を助成します

雨水を植物への水やり・災害時の雑用水などに有効利用できる雨水タンクの購入費用を助成します。※事前に申請が必要。詳しくは、お問い合わせください。

▶助成金額＝購入費用の2分の1(上限2万2000円)▶問＝環境政策課自然環境保全係☎3579-2593



住居表示の実態調査

住居表示台帳に記載された住居番号・建物名を確認するため、調査員(区が発行した腕章・業務委託証を携帯)が対象地区に伺います。

なお、街区表示板(紺色のプレート)の有無・破損状態なども調査し、無いもの・壊れたものは後日貼り付けます。

▶期間＝8月下旬まで▶対象地域＝赤塚新町・宮本町・中板橋・氷川町・小豆沢・成増※対象地域以外でも、街区表示板の破損などがありましたら、ご連絡ください。▶問＝戸籍住民課住民台帳係☎3579-2207

ひとり親家庭ホームヘルパー派遣事業をご利用ください

▶内容＝児童の見守り・育児・送迎など▶対象＝区内在住で、小学生以下のお子さんがあるひとり親の方※要件・利用方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください▶問＝板橋福祉課総合相談係☎3579-2322・赤塚福祉課総合相談係☎3938-5126・志村福祉課総合相談係☎3968-2331

児童育成手当・児童手当現況届をご提出ください

6月上旬に、対象者へ現況届をお送りします。必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

▶提出先・問＝6月30日(必着)まで、直接または郵送で、次のいずれか

●子育て支援課子ども手当医療係(区役所1階⑥窓口、〒173-8501)☎3579-2477

●赤塚支所住民サービス係(〒175-0092赤塚6-38-1)☎3938-5113

赤塚四・五丁目地区景観形成重点地区 原案説明会

▶とき＝6月18日(木)19時～20時・20日(土)10時～11時、各1日制▶ところ＝下赤塚地域センター※当日、直接会場へ。※定員など詳しくは、区ホームページをご覧ください。▶問＝都市計画課都市景観係☎3579-2549



6月8日～15日は がけ・よう壁の相談週間

梅雨・台風の季節は、長雨・集中豪雨による地盤のゆるみ、がけ崩れ、よう壁(がけ崩れを防ぐためにコンクリートなどで作られた壁状のもの)の倒壊が心配されます。特に、切り立っている・地肌が露出しているがけや、大谷石・コンクリートブロック・万年塀などのよう壁は、注意が必要です。

がけ・よう壁が崩れると、人的・物的被害につながる場合があります。日頃から認識を高め、安全対策を講じましょう。※技術的な問題・安全対策工事助成・専門家派遣制度など詳しくは、お問い合わせください。



がけ・よう壁の実態調査を行います

高さ2mを超えるがけ・よう壁の実態把握のため、調査員(区が発行した腕章・身分証明書を携帯)が調査に伺います。

▶とき＝7月上旬～11月下旬

【いずれも】

▶問＝建築指導課構造審査係☎3579-2579

教科書展示会

▶とき＝6月10日(水)～29日(月)、9時～17時▶ところ＝教育支援センター内教科書センター(区役所6階)▶内容＝小・中学校で使用している教科書の展示▶問＝指導室学習支援係☎3579-2615

柑橘湯を行います

▶とき＝6月21日(日)▶ところ＝区内各浴場※詳しくは、板橋区浴場組合ホームページをご覧ください。▶費用＝入浴料▶問＝産業振興課商業振興係☎3579-2171

休みます

向原ホール

▶とき＝6月16日(火)※定期清掃のため▶問＝地域振興課庶務係☎3579-2161

区立文化会館・グリーンホール受付窓口

▶施設・とき
●区立文化会館…6月24日(水)・25日(木)(25日は17時～20時)

●グリーンホール…6月29日(月)17時～20時
※施設点検のため

▶問＝区立文化会館☎3579-2222

ハイライフプラザ

▶とき＝6月29日(月)※設備点検などのため▶問＝ハイライフプラザ☎5375-8105

西台図書館

▶とき＝7月6日(月)～11日(土)※資料点検・整備のため▶問＝西台図書館☎5399-1191(第3月曜・月末日休館)

社会福祉協議会 ご案内

サポートぬくもり協力会員募集説明会

地域住民による支えあい活動(1時間あたり700円からの謝礼あり)で、家事や外出の付き添いなどを行う協力会員を募集します。

▶とき＝6月26日(金)14時～15時30分▶ところ＝グリーンホール504会議室※当日に会員登録をする場合は必要な持ち物あり。詳しくは、お問い合わせください。▶申込・問＝6月8日(月)朝9時から、電話で、サポートぬくもり☎3964-1185

